

「(仮称) 杉並子育て応援券」導入にむけて 《検討委員会報告書・概要版》

平成 18 年 8 月

杉並区では、子どもが育ち、子育てを支える新しい地域社会をつくるために「杉並区子ども・子育て行動計画」を策定し、その重点事業の一つとして 19 年度に「(仮称) 杉並子育て応援券」の導入を打ち出しました。

導入に当たり、対象者やサービスなど基本的な考え方を検討するため、有識者や区民から構成される検討会を設置し、検討を進めてきましたが、3 月に中間報告を行うとともに、5~6 月には意見交換会を開催し、広く区民・事業者などの意見を聴取してきました。

このたび、それらの意見を反映した上で報告書がまとまりましたので報告します。

1. 目的と効果

◆ 応援券制度とは

子育て支援など使い道が限定されたサービスに利用できる券を子育て家庭に発行し、それぞれの家庭状況にあわせたサービスを利用できるようにするしくみのこと。

目的

子育て家庭の不安を解消し、子育ての負担感の軽減を図るとともに、家庭の子育て力を高めるようなサービスに使える応援券を発行することで、子どもがのびやかに育ち、子育て家庭が安心して、ゆとりをもって子育てできるような地域をつくるのが目的。

効果

子育ての不安感や負担感を解消し
親の子育て力を高める

- 子育て家庭がサービスを選択して利用できる
- 子育てサービスが周知され、利用が進む
- 子どもの育ちの支援につながる
- 子育て家庭が、さまざまな人とかかわる機会が増え、児童虐待予防につながる。

子育てを応援するまちをつくり
地域の子育て力を高める

- 事業者の競い合いや NPO 活動の促進などにより、子育てを応援する地域づくりが進む
- 育成された人材の活用や、親自身が子育て支援者として地域に参加することにより、協働による区民主体の子育て活動が広がる。

◆ 制度設計の基本的な考え方

- ①すべての区民にとって「公平」なもの
- ②利用者にわかりやすい「簡素」なもの

2. 対象者と支給額(ポイント)等

対象者	支給額 (ポイント)	自己負担
○区内在住の就学前の児童を有する家庭 ○所得制限は、設けない	○応援券は対象となる児童ごとに発行する。 ○0~2歳の児童のいる保護者については、3~5歳の児童のいる保護者より、高いポイント(金額)を付与する。	○原則設ける。 ○具体的な内容は「(仮称)杉並子育て応援券推進委員会」で検討する。

3. 対象サービス

「導入時に対象として想定するサービス」としては、地域の子育て支援サービスの質と量を高めるようなものをまず選定することとし、今後広げていく可能性のあるものについては「将来的な課題として検討していくサービス」としました。

サービスを選定した視点

- ①子どもがのびやかに育ち、子育て家庭が安心して、ゆとりをもって子育てができるようなものであること。
- ②子育て家庭が地域の中で孤立しないという観点から、相談や地域の人などとの対話を促すものであること。
- ③親子の絆を深めたり、親子同士の交流を深めるなど、子どもの育ちを育み、親の子育て力を高めるものであること。
- ④親自身の主体的な取組みなど地域の人材が活用され、育成されるものであること。
- ⑤地域の子育て支援サービスのメニューや供給量の充実が期待できるものであること。

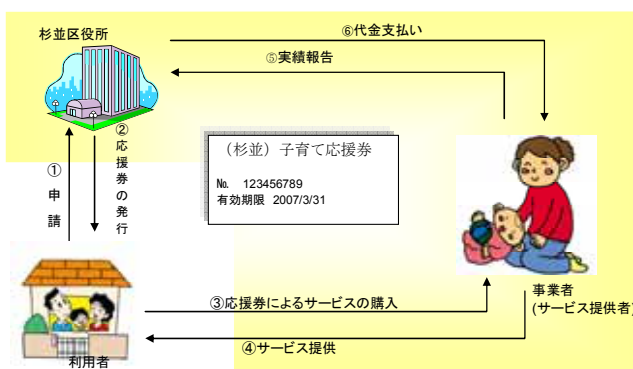
《導入時に対象として想定するサービス》

<p>公的機関が実施・関与している子育て支援サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひととき保育事業 ・子育てサポートセンター、私立保育園、家庭福祉員、認証保育所の一時保育 ・幼稚園の一時預かり ・ファミリーサポートセンターのサービス ・緊急一時保育 ・病後児保育 ・ひとり親ホームヘルプサービス 	<p>民間事業者等が実施している子育て支援サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認可外保育施設の一時保育 ・地域のNPO、団体が行っている一時保育 ・ベビーシッター ・ホームヘルプサービス ・派遣による病後児保育 ・障害児保育 	<p>地域で実施している子どもの育ちを育み、親の子育て力を高めるサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親子コンサート、体操など親子で参加する企画 ・地域団体などが主催の乳幼児親子を対象とした講座・行事 ・乳幼児の子をもつ親対象の講座 ・育児相談
---	--	---

《将来的な課題として検討していくサービス》

- 子育て家庭を支援する物品等（おもちゃ、ミルク、ベビー用品レンタル料、絵本など）
- 保育園・幼稚園の保育料等
- 子育て支援サービス以外で子育て家庭の利便を高めるサービス

4. 応援券のしくみ



システム	リライトカードを利用したシステムが応援券に適しているという方向を基本としながらも、制度の円滑なスタートを図るため、当初に導入するシステムについては区に委ねることとした。
発行回数	対象児童ごとに、年一回当該年度分のポイントを一括して交付する。
有効期間	有効期間は2年間とする。ただし、児童が就学する前年度に付与したポイントは当該年度のみ使用可能とし、翌年度には繰越せない。

5. 「(仮称)杉並子育て応援券推進委員会」の設置

- 構成委員…子育て当事者、学識経験者などの外部委員を中心とした委員
- 検討内容…サービス事業者の選定基準・自己負担の考え方、事業開始後の実態把握、評価・見直し。

6. その他

- 出産後すぐに応援券でサービスが利用できるように、保健センター、医療機関など様々な場所で情報を提供するとともに、わかりやすいガイドブックを作成するなど、利用しやすい工夫をします。
- NPOなどの地域団体、さらには高齢者、「すぎなみ地域大学」卒業者、子育ての先輩ママ、子育て当事者など、区民が事業者として参入しやすいよう、区が積極的に支援する必要があります。